

紀の川市マルシェ開催事業補助金交付要綱

令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自主的・主体的なまちづくり活動を推進し、市内のにぎわいと地域の活性化を図ることを目的として、マルシェ開催事業に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、紀の川市マルシェ開催事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、紀の川市補助金等交付規則（平成17年紀の川市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 出店者 物品等の販売を行う者をいう。
- (2) マルシェ 5以上の出店者が出店して開催する即売会をいう。
- (3) 運営者 市内に住所を有する者又は市内に事業所を有する法人若しくは団体であつて、マルシェを運営するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で実施するマルシェであること。
- (2) 不特定多数の者が自由に参加できるものであること。
- (3) 法令等に違反するものでないこと。
- (4) 公序良俗に反するものでないこと。
- (5) 政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は当該補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除くものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の合計額又は5万円のいずれか少ない額とする。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする運営者の代表者（以下「申請者」という。）は、原則としてマルシェ開催日の1月前までに紀の川市マルシェ開催事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に

提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書（様式第2号）
- (2) 出店者名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、紀の川市マルシェ開催事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は紀の川市マルシェ開催事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請内容について変更（廃止を含む。）が生じた場合においては、速やかに紀の川市マルシェ開催事業補助金変更申請書（様式第5号。以下「変更申請書」という。）に申請書の添付書類のうち変更のあった書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、紀の川市マルシェ開催事業補助金変更承認通知書（様式第6号）又は紀の川市マルシェ開催事業補助金変更不承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績の報告）

第8条 交付決定者は、補助金に係る事業が完了したときは、速やかに紀の川市マルシェ開催事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る収支決算書（様式第9号）
- (2) 開催事業の実施に要した費用の領収書その他の支出を証する書面の写し
- (3) 開催事業の成果が確認できる記録写真等
（確定の通知）

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、紀の川市マルシェ開催事業補助金確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに紀の川市マルシェ開催事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、運営者又は出店者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	内容
(1) 報償費	出演者・講師等の謝礼金
(2) 旅費	出演者・講師等の交通費、宿泊費
(3) 需用費	消耗品（単価が1万円未満のもの）、燃料費、賞品代、景品代、印刷製本費（広報費の内容を除く。）
(4) 役務費	通信運搬費、広告料、筆耕料、保険料
(5) 委託料	（維持管理に要するものを除く。）
(6) 使用料及び賃借料	会場使用料、駐車場使用料、自動車借上料、機械器具借上料
(7) 広報費	ポスター・チラシ・案内看板・のぼり旗等の作成費及び印刷費、ホームページ等の作成費、イベント告知のための広告掲載等に係る経費
(8) その他経費	その他市長が適当と認める経費